

『神奈川大学史紀要』 投稿要領

2015年5月25日

第1回専門委員会承認済

1. 投稿資格

『神奈川大学史紀要』（以下『紀要』）の投稿者は、本学の教職員および学生（退職者、卒業生含む）、また、百年史編纂委員会専門委員会が認めた者とする。

2. 投稿原稿の内容

- 1) 神奈川大学史および周辺地域史に関連のある学術的内容の論文、研究ノート、翻訳
- 2) 神奈川大学史に関連のある未発表の聞き書き、資料紹介など
- 3) 投稿原稿は、原則未公刊のものとし、画像使用などの著作権手続きは著者がおこなう。
- 4) 400字程度の日本語の要旨を付ける。

3. 投稿原稿の文字数

- 1) 論文 400字×50枚以内
- 2) その他 原則として400字×20枚以内

4. 採否

採否および掲載号は専門委員会で審議し、決定する。

5. 原稿料

投稿原稿については、原稿料を支払わない。

6. 投稿原稿の入稿等

- 1) 投稿原稿の締切は、毎年9月末日とする。
- 2) 投稿原稿及び図版は、Word 等によるデジタルデータでの入稿とする。その他の場合は事前に事務局（大学資料編纂室）と協議すること。
- 3) 投稿原稿の書式等は執筆要領に沿うこと。

7. 投稿原稿の校正・抜刷

- 1) 投稿者は専門委員の意見に基づいて、入稿までに原稿の修正をすることができる。
- 2) 著者校正は、原則として2校までとする。
- 3) 抜刷は、原則として1編につき30部を無料で著者に提供する。

8. 著作権

執筆者は『紀要』に掲載された論文等の著作権を有するが、論文等の「複製権」と「公衆送信権」の行使を神奈川大学に委託する。

9. その他

本要領に記さない事態が生じた場合は、専門委員会が判断する。

以上